

和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 平成27年12月16日(水) 13:30~
- 場 所 教育委員会室
- 出席者 宮 下 教育長
竹 山 委 員
佐 藤 委 員
野 田 委 員
野 村 委 員
桑 原 委 員
牧 野 教育企画監
岡 野 教育総務局長
楠 生涯学習局長
田 村 学校教育局長
中 川 総務課長
岡 本 給与福利課長
原 生涯学習課人権教育推進室長
志 場 スポーツ課長
水 上 文化遺産課長
池 田 県立学校教育課長
太 田 県立学校教育課特別支援教育室長
南 義務教育課長
笹 井 学校人事課長
岩 井 健康体育課長
小 滝 高校総体推進課長
木 皮 教育センター学びの丘所長
塩 谷 総務課副課長
深 野 総務課秘書班長
北 山 総務課主事
北 野 総務課体育指導員

1 開 会

○教育長 ただ今から、教育委員会12月定例会を開会する。

本日の議題である議案第49号及び第50号については人事案件であるため、これらを非公開としたいがよろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第49号及び議案第50号については非公開とする。ついでに、議事進行上、非公開案件の審議を「その他」事項の協議終了後としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

2 前回会議録の承認

平成27年11月20日(金)の定例会会議録について、承認した。

3 付議事項

議案第46号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則について

○教育長 議案第46号「和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○総務課長 今回の規則改正は、いわゆるマイナンバー法の施行に関連して「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、県教育委員会の所管する電子申請に関する規則の文言を改めるものである。改正内容は、規則第2条第2項第3号ア中の「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改めるものである。

○教育長 マイナンバーの関係で、他に新たに改正する規則等はあるのか。

○**総務課長** マイナンバーに関連する条例等については、今後2月議会へ提出する予定である。

○**野村委員** 収集したマイナンバーによって個人の所得額等がわかるというのは、所得額等の情報を税務署から教えてもらうのか、教育委員会の端末によって照会することも可能なのか。

○**総務課長** まず、マイナンバーを申告するかどうかは、本人の自由意思によるものである。マイナンバーの申請があった場合は、現在文部科学省が整備しているシステムを使用し、県教育委員会の端末で照会するという形を予定している。

○**野村委員** マイナンバーによって県教育委員会が取得できる情報の範囲はどの程度か。

○**給与福利課長** 給与福利課においても、源泉徴収等でマイナンバーを使用するが、取得できる情報の範囲についてはまだ把握していない。

○**教育長** 個人情報保護の観点もあるので、わかり次第教えていただきたい。それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○**教育長** 議案第46号については、原案のとおり決定する。

議案第47号

高等学校授業料減免規程の一部を改正する規程について

○**教育長** 議案第47号「高等学校授業料減免規程の一部を改正する規程」について説明願いたい。

○**総務課長** 現在高等学校の授業料に関しては、一定の所得未満である場合、高等学校等就学支援金制度の対象となり、履修単位74単位(卒業のために必要な単位)を限度として支援金が支給され、授業料の負担は生じないこととなっているため、1単位当たりで授業料を徴している定時制及び通信制高等学校の支援金対象者は、74単位を超えた単位の授業料には支援金が支給

されず、授業料の負担が生じるのが現行の制度である。

一方、単位制全日制高校の場合は、月額 9,900 円と定額であるので、74 単位を超え履修した場合も、定額を超えて授業料が徴収されることはない。

このような状況は公平性に欠けるため、1 単位当たりで授業料を徴している定時制及び通信制高等学校の生徒に負担が生じないように、74 単位を超え履修した場合も授業料を免除するため、規程の改正を行う。

就学支援金制度は平成 26 年度入学生から適用となったが、その当時の入学生が来年度 3 年生になる。3 年生になると確実に卒業できるよう 74 単位を超え履修する生徒も多くなるので、そういった場合に対応できるよう、平成 28 年 4 月 1 日施行とし、今回規程を改正することとした。

○**教育長** 対象の生徒数や、全体に与える影響は。

○**総務課長** 平成 27 年度の実績では、授業料を負担いただいていない生徒数は、定時制・通信制合わせて 350 人程度、負担いただいている生徒数は 25 人程度である。1 単位当たりの授業料がたとえば通信制は 336 円であるので、全体に与える影響はそれほど大きくないと思われる。

○**教育長** それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○**教育長** 議案第 47 号については、原案のとおり決定する。

議案第 48 号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 議案第 48 号「市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○**給与福利課長** 本県における地域手当の見直しに伴う改正である。

本県の地域手当は平成 18 年に新設されて以来、国に準じて措置しており、支給割合については「国家公務員の支給割合の例による」と定めてきたが、本年、県人事委員会の勧告において、県内の情勢を考慮した和歌山県独自の支給割合で見直しを行うことが適当であると報告された。平成 27 年度においては 4 月に遡り、支給割合を和歌山市・橋本市が現状通り 4%、その他地

域は0.4%とすることとし、2月議会で給与条例を改正する予定となっている。しかし、国家公務員の地域手当の見直しは次の通常国会で審議され、本県条例改正より早く実施されることが想定されるため、現行規則のままでは、平成27年4月に遡って、和歌山市・橋本市は5%、その他地域は0%と国に準じた支給割合が適用されてしまい、県内の情勢とあわない状態に陥る。それを回避するため、条例が改正されるまでは、規則の付則第2項を改正することで、本県地域手当の割合を現行のまま固定し、和歌山市・橋本市は4%、その他地域は0%としておくことが必要であることから、今回規則の改正を行う。

なお、平成28年4月以降の支給割合は、和歌山市・橋本市が5%、その他地域は1.5%とし、2月議会にて併せて条例改正する予定となっている。

○**教育長** 地域手当について説明願いたい。

○**給与福利課長** 国が設けた制度で、基本的な給料表とは別に、地域の給与水準を考慮し公務員の給与を調整する手当である。

○**野村委員** 地域手当支給の基準となる地域というのは、住民地か、勤務地か。

○**給与福利課長** 勤務地である。

○**教育長** それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○**教育長** 議案第48号については、原案のとおり決定する。

4 請願事項

教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願について

○**教育長** 「教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願」について説明願いたい。

○**義務教育課長** 福岡県の宗教法人の信徒代表者より、教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願があった。和歌山県教育委員会請願処理規程にのっとり、請願書を審査したところ、所定の規定を満たしている

ことから、本規程第3条により教育委員会に報告する。

今回の請願の内容は、基本的人権である信教の自由が侵されないように、公立の教育現場での指導を徹底して頂きたいとしており、3点の請願がきた。

1点目は、「宗教色が濃いと判断される教科書・教材を使用している公立学校での授業を即刻中止するように指導を願いたい。」としており、取り上げているものは、中学校英語科の教科書で、「マザーテレサやキング牧師を取り上げているものに対して」となっている。2点目は、「今後の教科書検定に際しては、憲法第20条に違反している疑いのある宗教的色彩の濃い記述については、教科書として採用しないための基準を作るなど厳格な解釈を採用していただきたい。」というものである。3点目は、「教師の宗教的無関心・無頓着からくる各種宗教的行事、クリスマス・ハロウィン・神社参拝等を授業に取り入れれないよう指導を徹底してほしい。」というものである。この請願事項の1点目については、教科書は検定を満たしているものであり、宗教的に中立的配慮を損なうものではないと考えている。また、教材によって特定の宗教に偏った思想を与えることのないよう、適正な指導を行っている。2点目については、教科書検定については、文部科学省が教育基本法第15条の宗教教育の規定に照らして、適正かつ公正に行っている。3点目のクリスマス・ハロウィン等を授業で取り扱うことに関しても、宗教的信条を指導しているものではなく、集団活動を深めることが目的の教育活動である。以上のことを踏まえ採決をお願いしたい。

○野村委員 請願は受けるのか。

○教育長 意見を受けた後、採択か不採択か結論を出す。

○野村委員 文部科学省にも同じ請願書が出されているのか。

○義務教育課長 文部科学省に出されているのかは、確認できていない。

○野村委員 誰にでも請願権はあるが、全ての請願を受けなければならないのか。職員の負担につながらないか。

○総務課長 県教育委員会で請願処理規程をつくっている。請願について申し上げると、当該地方公共団体区域内に住んでいなくても請願できる。手続き上、規程に定めているものが整っていれば必ず受理しなければならない。

○教育長 受理してどう扱うかはそれぞれ受け取る方で判断するのか。

○総務課長 届いたものが自分の所管ではない場合、受け取った所が関係機関に送付する。受け取った後は、その機関が採択するかしないか決めることになっている。

○竹山委員 3点目の件で、今の学校現場では宗教的なものと文化的なものを、どのように線引きしているのか。また、神社参拝等を行うにあたり、宗教的ではなく歴史を学ぶ等の意味付けをして行っているのか。

○義務教育課長 宗教的な意味合いではなく、歴史的な建造物から、歴史を学ぶ等の意味合いで行っている。

○教育長 集団活動に意味があり、宗教的な意味はない。そのような線引きをしている。御意見、御質問はあるか。

それではよろしいか。

それでは決め方として、事務局としての案があれば出してもらい、反対意見がなければ合議にしたいがよろしいか。

○義務教育課長 宗教法人が請願してきた3点についてそれぞれ、基本的人権である信教の自由を侵害するものではないので、事務局の案は不採択である。

○教育長 事務局としての案は不採択だが、意見・質問はあるか。

○野村委員 宗教法人に返事はするのか。

○義務教育課長 返事する。

○桑原委員 理由はつけるのか。

○義務教育課長 理由はつけない。

○教育長 事務局の案に反対はないか。

それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 原案のとおり不採択とする。

5 諸報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

- | | |
|-----------|--|
| 12月22日(火) | 県立学校訪問 |
| 1月12日(火) | 県立学校訪問 |
| 1月14日(木) | 1月教育委員会定例会
公安委員と教育委員による警察・教育定例会議
公安委員と教育委員による意見交換会 |
| 1月15日(金) | 平成27年度和歌山県教育委員会功労賞並びにきのくに教育賞表彰式 |
| 1月18日(月) | 県立学校訪問 |
| 1月19日(火) | 県立学校訪問 |
| 1月21日(木) | 県立学校訪問 |
| 1月25日(月) | 県立学校訪問 |
| 1月28日(木) | 第1回和歌山の教育を語る教育委員会議 |
| 2月5日(金) | 2月教育委員会定例会 |

6 その他

平成28年度和歌山県公立小・中学校管理職候補者選考検査実施結果について

○教育長 「平成28年度和歌山県公立小・中学校管理職候補者選考検査実施結果」について説明願いたい。

○学校人事課長 平成28年度和歌山県公立小・中学校管理職候補者選考については、一次検査を9月5日に実施し、筆答検査、論文検査を中心に行った。二次検査は10月17日・18日に実施し、論文、演習問題、面接を行った。最終合格発表は11月25日にあり、結果を市町村教育長に伝え、学校の方に連絡を入れている。

合格者数の概略は、校長の部では、一次試験受検者142名、一次免除者17名、合計159名の受検であった。最終合格者は77名、最終合格率は48.4%となっている。教頭の部では、一次試験受検者170名、一次免除者12名、合計182名の受検であった。最終合格者は84名、最終合格率が

46.2%となっている。校長の部と教頭の部を合計すると、最終合格率は47.2%、341名中161名が合格となっている。過去3年間の合格率の推移をみると、近年合格率が上がってきている。

合格者の詳細については、自己推薦での受検者には、校長の部、教頭の部共に合格者はいなかった。女性の合格者は、校長の部は26名受検し12名合格で、合格率が46.2%となっており、昨年度と比較し4名増えている。教頭の部は46名受検し28名合格で、合格率が60.9%となっており、昨年度より7名増えている。合格者の年齢について、校長の部の年齢幅は48歳から58歳、平均年齢54.8歳(女性のみ平均年齢は55.7歳)となっている。教頭の部の年齢幅は40歳から57歳、平均年齢50.4歳(女性のみ平均年齢は51.0歳)となっている。

今年度の特徴は、合格率が全体的に上がってきていることと、女性の管理職の登用率が上がっていることだ。

○**教育長** 管理職の中で女性が占める割合はどの程度か。

○**学校人事課長** 今回は校長の部で77名中12名が合格で、教頭の部は84名中28名が合格となっている。

○**佐藤委員** 女性が増えてきた背景は。

○**学校人事課長** 各教育長や各学校長を通じて管理職の魅力を訴えかけることで、女性の受検者を増すよう取り組んでいる。

○**教育長** 男性女性で能力に差があるわけではないので、女性の受検者が増えれば、女性の管理職も増えてくるはずである。

○**佐藤委員** 数年前の女性の校長会で、伊都地域は特に女性の管理職が少ないと聞いたが、地域性はあるのか。

○**学校人事課長** 地域性に大きく変動はない。

○**教育長** 御意見、御質問等よろしいか。

それでは、ここより非公開の案件とする。

＜非公開議案＞

議案第49号

平成28年秋の叙勲(初等中等教育局・教育功労)候補者の推薦について
学校人事課長から、平成28年秋の叙勲(初等中等教育局・教育功労)候補者の推薦について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第50号

平成28年秋の叙勲(学校保健関係)候補者の推薦について
健康体育課長から、平成28年秋の叙勲(学校保健関係)候補者の推薦について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

7 閉 会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので、12月定例会を閉会する。

(14:40閉会)